

ナン、

〔雲室隨筆〕予○僧雲室

常謂、君子は生れながらにして有し、學て君子には至るべからず、聖人も小人學

道易使とのたまへ共、小人學道至君子とはのたまはず、犬塚唯助といふ者あり。○中 唯助其生質阿諛佞媚のものにて、松腹學職の時は、自ら門人と稱し、膝下に屈し、其外勢ある人には頻りに阿諛しけり、聖堂振合改り、其身經事被申付しより、古舊をば捨て土の如くしける故、にくまざるものなかりき、又其後聖堂大に革り、浪人書生不殘退塾被申付、兩人も退塾しけるが、唯助は學職の時より、松平右京亮殿へ出入せし故、本郷邊にト居し、右京亮殿家來と申居けり、又先達而雅樂頭殿屋敷を放逐せられしは、兄の罪故にて、其身罪なき故、年歴たればとて出入をゆるされ、折々参りける、松腹は雅樂頭殿甚御信仰にて、しばしく被参ける故、唯助も度々同席せしかば、松腹此頭咄されしに、人は時々變するもの也、此間姫路侯へ參りたりしに、唯助も參りたり、昔聖堂入塾せし時は、我が門人なりと自ら稱して、町寧に師事せり、然るに此間逢し時は、甚不遜にて、朋友よりもあし様にあしらひ、甚敷非禮なりしと被咄けり、松腹は生質直なる人故、唯助變じたりと被思ども、本より阿諛佞媚反覆表裏のものなり、井金嶽あるとき被申し事あり、女子讀書費と予此言を以て思ふに、聖人も、女子と小人をば畜難しとのたまへり、豈女子乎、小人讀書費と云んもかならん、彼が姓犬塚とは、名實相叶といふべし、搖尾索食かな。

戒詔諭

〔日本書紀二十二〕十二年四月戊辰、皇太子○后 親肇作憲法十七條○中 六曰、懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其詔詐者、則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、亦佞媚者、對上則好說下過、逢下則誹謗上失、其如此人、皆无忠於君、無仁於民、是大亂之本也、

〔日本書紀二十九〕三十年五月己卯、是日詔曰、凡百寮諸人、恭敬宮人、過之甚也、或詣其門謁已之訟、或捧幣以媚於其家、自今以後、若有如此者、隨事共罪之、